

## 福井市の公民館のあゆみ（その2）

### 3. 福井市公民館設置条例（昭和25年1月18日）

昭和24年6月10日 社会教育法公布

昭和25年1月18日 福井市公民館設置条例制定

第1条 本市は社会教育振興及び地方文化の向上を図ると共に、平和産業復興の基を築くため公民館を設置する

「福井市公民館」が設置される（本館と10分館）

本館＝市役所内に設置、市長が管理、公民館運営審議会委員25名（任期2年）

分館＝東部分館（東部会館内）、西部分館（西部会館内）、南部分館（南部会館内）、北部分館（北部会館内）、  
木田分館（板垣農業共同作業所内）、東安居分館（東安居小学校内）、啓蒙分館（啓蒙小学校内）、円山分館（円山小学校内）、和田分館（和田小学校内）、西藤島分館（西藤島小学校内）

公民館活動の重点目標＝①分館活動の確立②講和後の国民意識の向上③レクリエーションの普及 ④生活改善・結婚簡素化の奨励 ⑤定期講座、グループ活動の促進

昭和25年4月1日 社会教育課を新設（福井市の社会教育の拡充を図る）

昭和28年7月10日 福井市公民館本館建設

福井市公民館の本館が、現在の中央公園北東部に婦人青年会館と並んで木造2階建てで建設された。1階に事務室、図書室、管理人室、講義室など5室と、2階に講堂、会議室があり、法律・結婚相談室にあてられた。

昭和29年10月 第一回公民館主事会議（現在の主事会の前身）を開催

### 4. 昭和30年代の福井市の公民館活動（公民館活動の基礎の確立と成長期）

市街地区で独立公民館設置運動がおき、周辺部でも地域ぐるみの社会教育総参加運動へと盛り上がりを見せるようになってきた。運動会や各種スポーツ大会、夏まつり、敬老会等も地域ぐるみの活動として誕生し、美化活動も地域ぐるみで行われるようになった。公民館が住民に認識されるようになり、活動が本格的に軌道にのってきた。

昭和34年 「福井市社会教育機構の改革案」が分館連絡協議会より提案される

<半官半民であり民主的であるといわれる現福井市公民館制度の基礎となっている。>

内容 ①地区分館をそれぞれ地区独立館とし、本館を廃して並列型設置体系に改編する。地区公民館の設置区域は小学校通学区域と一致させる。

②各公民館の連絡協議体として、市公民館連絡協議会を設置し、事務局を市青年の家に置く。事務局員は青年の家職員とし、各公民館の連絡協理事務とあわせ各公民館の共同事務（たとえば公民館結婚式、結婚相談、法律相談等）を行う。

③地区公民館の経営は、活動に応じて支出する市の委託料と各館一定の運営費とし、その他の経費は、地区社会教育会、町内会等の共催負担金または寄付金の補充を期待する。

④公民館の活動は、事業の計画及び推進は地区の実態に即して実施することとし、活動経費の予算的制約もあるので市教育委員会として抽象的大綱は示すが、その実施方法・内容等の具体的なことはすべて地区の自主的運営に任せる。対象の固定化、活動の上すべりを避けるため学校、寺院、会館、個人宅等あらゆる場所を活動の場とする町内活動、グループ活動を促進し、活動の末端浸透を図るよう期待する。

⑤職員機構では、館長は非常勤嘱託職員として原則民間人を登用する。主事は現在の指導員制を廃し、市教委の嘱託職員として主事1名を置く。非常勤の形をとり月額一定の報酬を支給する。主事の任用は、市教委の定める一定の講習を修了した者のうちから、当該地区公民館運営審議会の推薦により任用する。

昭和35年4月1日 「社会教育機構の改革案」を受けて、「福井市公民館設置及び管理等に関する条例」が施行

地区公民館運営審議会が地区館ごとに設置（委員構成は、学校長、社会教育関係団体代表、産業団体代表、学識経験者（町内会長等）で定数は10名）

昭和35年 福井市公民館連絡協議会を設立（24館の館長主事による）